技術提案については、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。ただし、コンクリートに関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。

⑼　本工事は、入札後に落札予定者と弊社とが、より合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議（以下「技術提案協議」という。）を実施し、技術提案協議に基づく価格で契約することが出来る技術提案協議方式の適用工事である。

ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。

⑽　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑾　本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者の承諾を得て郵送による紙入札方式によることができる。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　【単体の場合】

鋼橋上部工工事において、開札時に平成21・22年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の鋼橋上部工工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上（鋼橋上部工工事）であること。）。

②　【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合】

鋼橋上部工工事において、開札時に平成21・22年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の鋼橋上部工工事を有している者の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。なお、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

ア）鋼連続鈑桁橋の工場製作

イ）横取り併用クレーンベント架設工法により架設した最大支間長45m以上ある鋼連続鈑桁橋の工事

ウ）鋼上部工又は鋼製橋脚で板厚50㎜以上を突合せによる現場溶接をした工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

ア）鋼連続鈑桁橋の工場製作

イ）クレーンベント架設工法により架設した鋼連続鈑桁橋の工事

ウ）鋼上部工又は鋼製橋脚で突合せによる現場溶接をした工事

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間（平成23年11月から平成25年４月までを予定）とする。なお、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。

・架設工に係る工事の経験を有する技術者は工事現場が稼動している期間。

・溶接工に係る工事の経験を有する技術者は溶接工工事が稼動（準備工は含まない）している期間。

②　現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げるア）、イ）及びウ）の施工実績を有すること。ただし、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（各工種の経験者を複数名配置しても良い）また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとし、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

工場製作

ア）鋼連続鈑桁の工場製作

架設工

イ）横取り併用クレーンベント架設工法により架設した鋼連続鈑桁橋の工事

溶接工

ウ）鋼上部工又は鋼製橋脚で突合せによる現場溶接をした工事

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務の履行にあたり配置できること。

①　設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

㋐　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

㋑　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

②　照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

㋐　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

㋑　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ